

教員養成改革に向けた取り組み

— 教職課程の再課程認定を通して —

國枝徹朗

(東海学院大学人間関係学部)

要 約

平成 31 年度からの教職課程の再課程認定については、通常の課程認定に比べて様々な提出書類はある程度簡素化されているものの、中教審において示された「教員養成に関する課題」を受けて、様々な教員養成課程の課題が示された。また、小中高の学習指導要領も時期を同じくして改訂されたことから、この内容も踏まえた改革が求められた。

本学としては、教職課程の統括組織として教職課程委員会を位置付けた上で、ICT 教育やアクティブラーニングの視点での授業改善、学校現場や教職を体験させる場の充実、求める教師像の共有等について、特に重点において再課程認定を進めた。本報告は、その取り組みの概要をまとめたもので、養成段階での課程見直しの良い機会となった。

キーワード：再課程認定、教員養成改革、新学習指導要領

1. 問題の所在

～教員養成改革の動向

平成 27 年 12 月 21 日の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申) (中教審第 184 号)」に基づき、平成 29 年 8 月 28 日の教職課程再課程認定等に関する説明会において文部科学省は、背景として、カリキュラム・マネジメントへの対応や新たな課題への対応、学校を取り巻く環境の変化等をあげながら、特にポイントとして、学校現場と大学の距離が強調された。学校現場が求めている教員のニーズに対して、大学は明確なビジョンをもって教員養成をしているかが問われたわけである。

また、主な課題として、養成・採用・研修の段階において、共通のビジョンを共有するとともに、採用と養成がリンクしていくことが重要であるとの指摘があった。

そして、次の点について養成段階において認識し、改革をしていくことが求められた。

- ◇教員となる際に最低限必要な基礎的基盤的な学修をさせること
- ◇学校現場や教職に関する実際に体験させる機会を充実させること
- ◇教職課程の質の保証・向上が必要であること
- ◇教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要であること
- ◇大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要であること

◇新たな教育課題に対応した養成・研修が必要であること

また、平成 28 年 12 月 9 日の文部科学省の資料⁽¹⁾においては、教職課程の質の保証・向上として、「国、教育委員会、大学等は、教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応した FD などを実施する。また、大学と教育委員会が連携し、人事上の工夫等により、教職課程における実務家教員を育成・確保する」とある。

これらのことから養成段階としての大学が、教員養成コミュニティとして必要なことは、まずは大学教員が実際の学校現場をよく知ること、そして現場の声を聞きながら、どういった教員が求められているのか、そのニーズをしっかりと把握することが求められる。また、学校現場においては、どういった課題があり、そのためにどんな力が求められているのかといった事も十分に認識した上で、日々の指導をしていくことが重要である。

学ぶ学生については、いかに多くの学校現場を見させるか、体験させるかが最も重要になる。実際の子どもたちを目の前にすることなく、教職科目や教科に関する科目を学んでいても、いざ教育実習に行って授業を行う時にどう実践したらよいかかわからず、困難な状況になることが考えられるからである。

また、教職という仕事の具体的な内容を知ることにより、自分自身が果たして、その仕事に就いていくことが適しているのかを見極める上でも、学校現場を見ることが重要であると言える。

2. 養成段階における改善点

前段で新たな教職課程の構築に向けて、養成段階として多くの改善が必要になることを述べたが、それらを受けて、新しい教職課程に関わる内容について、特に次の四点について改善を進めた。

(1) 新たな教育課題に対応できる力量の育成

① ICT を用いた指導法

ICT の操作方法はもとより、ICT を用いた効果的な授業や適切なデジタル教材の開発・活用の基礎力の養成

② アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

(2) 学校現場や教職を体験させる場の充実(心理学科)

～大学独自科目の設定(フィールド・スタディプログラム)

◇道徳教育・総合的な学習の時間・特別支援教育の参観研修

～各務原市立中学校の授業参観

◇安心・安全に関わる内容

(3) 求める教師像の共有

～コアカリキュラムにそった教職課程履修カルテの作成

(4) 教職課程の統括組織の設置

～教職課程委員会の統括組織化

3. 改善の具体

(1) 新たな教育課題に対応できる力量の育成

① ICT を用いた指導法

この課題に対して、養成段階においては、「ICT の操作方法はもとより、ICT を用いた効果的な授業や適切なデジタル教材の開発・活用の基礎力の育成」が求められている。

(2) また、教職課程コアカリキュラムにおいては、「教育の方法及び技術」の全体目標や一般目標には「情報機器を活用した効果的な授業や情報活用能力の育成を視野に入れた適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。」とある。(3) 更に、今回の再課程認定申請にあたり、各教科の指導法のシラバスでは、情報機器を使用した指導法についても授業内容等に明記して、修得させていくことが必要とされている。

本学においては、これまで ICT に関わる機器については、整備されていなかったことから、教職課程を専攻している学生が教育実習に行くと、その扱いや授業への活用に困る場面がみられたりした。また、現段階の実習学年は初等・中等学校の時には、ICT 機器の整備の過渡期にあたり、先進校の卒業であれば、その体験はしているが、多く

	主な学習活動(発問)等	資料及び指導援助
導入	<p>1. 身近にあるものから、文明開化の影響を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分たちが着ている服、髪型など → 洋服は明治時代に入ってきたもの、髪型もちょんまげではなくなった。 <p>た。(掲示資料1・2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活 → パン・カレーライス・牛鍋などが日本に入ってきた。(掲示資料3・4) ・その他にも。鉄道や、ガス灯、太陽暦(何月何日何曜日何時)なども明治に入り普及。 <p>2. このような生活の変化を「文明開化」と呼ぶ。</p> <p>文明開化がもしなかったらどうなっていたか、発問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の生活はなかった。 ・食べ物が見つからない。 ・ずっとちょんまげは嫌だ。 ・生活し辛い。 ・和服しかないのはつらい。 ・日付が分かりづらい。 <p>→日本という国を根本から変えるような変化「文明開化」はなぜおこったのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代が終わり、明治になり変わったことがたくさんあります。 ・明治にパンが流行るきっかけは木村屋のあんぱん。日本独自の菓子パンとして話題。 ・掲示資料1・2 服装、髪型の写真。 ・掲示資料3・4 江戸時代の食事、あんぱん、牛鍋 ・興味・関心 <p>・これまで、仏教の教えで動物の肉を食べることは汚れることだと考えられていた。</p>
展開	<p>【課題】</p> <p>仏教の教えや、国の文化を根本から変えてしまうような文明開化という出来事はなぜ起こったのだろうか。</p> <p>3. 資料1を配布。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富岡製糸場、八幡製鉄所といった工場が政府によってたくさん創設された。 ・徴兵令。国が兵士を集めていた。 <p>→ なぜこのような政策をとったのかグループで話し合い、予想を立て、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍隊をつくるため、経済を発展させるため、欧米諸国に対抗するため <p>☆このような政策を「富国強兵」という。</p> <p>「富国」についてさらにくわしく取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さきほどあげた、工場を政府がたくさん創設したことなどを「殖産興業政策」という。 → 八幡製鉄所・富岡製糸場・造幣局 「官営模範工場」 → 鉄道の開通。電子黒板上で資料2を拡大。新橋・横浜間や神戸・大阪間などの主要港と大都市をつないだ。 → 蒸気船や、郵便制度・電信網の整備 <p>4. 新しい思想について取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福沢諭吉」学問のすゝめ ・「中江兆民」ルソーの思想を紹介—自由民権運動へ <p>5. このような近代化を目指す政策を進めるうえで、土台となる文化や思想が盛んに取り入れられた。</p> <p>→ 政府の政策とともに入ってきたため、急速に、大胆に文明開化が起きた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 八幡製鉄所・富岡製糸場(電子黒板)の写真。徴兵令についての記述。 ・机間指導を行い、助言をする。 ・興味・関心・思考・判断 ・八幡製鉄所・富岡製糸場・造幣局は三大官営工場と呼ばれる。 ・資料2 鉄道の開通(電子黒板)

	主な学習活動(発問)等	資料及び指導援助
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の学習内容の振り返り 企業の種類と会社の種類について 「今日はこの中から株式会社について学習します。」 ・株式会社の概要① 資金調達→銀行からのローンや債券+株式 株を買った人=株主 株主の権利→利潤の配当と株主総会への出席(=経営への意見が言える)②③ 責任 →有限(=出資した金額以上の負担はない) 手続き →(ほかの形態の会社と比べ)複雑 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本主義経済と企業の授業で資本金によっての分類を学習する際、本時に向けて責任による分類も学習しておく。 ① 責任による会社の分類 ② 教科書 p.130 株式会社の仕組み ③ 配当の事例 <p>1枚のプリントにまとめ配布。</p>
展開	<p>【課題】</p> <p>どのような会社の株が人気なのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人で考える <ul style="list-style-type: none"> ○安い ○配当が良い ○今後成長する企業(=儲けが出るかもしれない) ○需要に変動のない商品を扱っている ・全体交流 ・交流でまとめた意見から株の価値について学習 株の価値=株価 株価を上げるもの=利益を上げる見通しや期待 株価を決めるところ=証券取引所 ・企業の社会的責任について学習 企業が社会に与える影響は大きい!!! 悪影響 =公害 良い影響=環境保全など社会貢献を行う→利潤を追求するだけでなく、<u>企業の社会的責任(CSR)</u>を果たす必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間指導を行い、意図的指名につなげる。 ・今後成長する企業、需要に変動のない商品を扱っているという意見が出なかった場合、追加の発問として「利潤が多いと配当も多くなるけど、どんな会社の利潤が多いかな」と問う。 ④ 株価の変動の事例 ⑤ 公害の事例 ⑥ 社会貢献の事例 <p>これら3つの資料は電子黒板に提示する。</p>
終末	<p>株価は証券取引所で決められており、その要因には利益を上げる見通しや期待があると分かった。株を買った株主は配当を受け取る権利や、株主総会に出て意見を反映させる権利を持っていると分かった。会社は大きくなるほど社会に対するも影響も大きくなるので、なるべくいい影響を与えなくてはならない。社会の一部でもある私も影響を受けし、私が社会人になったら影響を与える立場になるかもしれないと思った。</p>	<p>株価を決定する要因・・・利益を上げる見通しや期待 株主の権利・・・株主総会への出席と配当 企業の影響力は大きいから・・・悪影響は与えない(社会的責任) 今日の授業から自分が感じたこと、思ったこと・・・</p>

資料II

の学生が未経験という現状であった。

そこで、平成30年度に電子黒板1台と中学校社会科の地理・歴史・公民分野のデジタル教科書を導入し、使い方のガイダンスを行った後に、教科の指導法の授業において指導案を作成していく中で、授業展開に取り入れていくようにした。

資料I、IIは、模擬授業において学生が立案した指導案の一部である。

さらに、平成31年度には新たにもう一台、電子黒板を導入し、ICT教室を新たに設置した。これにより全ての教職課程を専攻している学生が技能修得可能とした。

②アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善

学校現場における学習指導要領の改訂にともない、「主体的・対話的で深い学び」が求められていることを受けて、養成段階においては、児童生徒の深い理解を伴う学習過程の理解や各教科の指導法の充実を図るとともに、教職課程における授業そのものをアクティブ・ラーニングの視点から改善することが必要とされた。

そこで、この再課程申請にあたって指定のあった特定の科目だけでなく、教職に関する科目をはじめ、大学全体としてアクティブラーニングの視点からの授業改善を進めるように、教職課程委員会より働きかけを行った。旧態依然とした講義形式の授業ではなく、学生が「主体的・対話的で深い学び」ができるような授業改善を進めていくことが、教員の養成課程としての課題であり、使命とも言えるからである。各シラバスを見てみると、特定の科目以外にも視点を盛り込んだ授業計画が組まれるようになってきた。

また、平成31年度という再課程認定の初年度においては、一定期間の全ての授業をFDとしての公開科目として実施したが、参観後の意見交換においても、授業改善の視点での交流も行われるようになり、資質向上への取り組みとなっている。

教員養成改革に向けた取り組み

授業概要	<p>・・・・・・学校経営が機能していることを学校現場の具体例をもとに学習する。また、その際、学校・学級経営の具体的なプラン作成を小集団で実施し、意見交流の時間を設定する。さらに、地域連携や学校安全への対応についての具体的事例をもとに学習する。</p>
授業計画	<p>・・・・・・</p> <p>10. 教職員の職制と人間関係</p> <p>11. 学校組織と職能成長～学校評価システム(プラン作成のグループワーク)</p> <p>12. 学校運営の実際場面(プラン作成のグループワーク)</p> <p>13. 学校経営過程と機能</p> <p>14. 校長のリーダーシップと教師の経営参加(プラン作成のグループワーク)</p> <p>15. 学校及び地域との連携及び危機管理と学校安全への対応</p>

資料Ⅲ 「教育経営論」のシラバスの一部

(2) 学校現場や教職を体験させる場の充実

～大学独自科目の設定(フィールド・スタディプログラム)

① 道徳教育・総合的な学習の時間・特別支援教育の参観研修

～各務原市立中学校の授業参観

教職課程の学生に、学校現場や教職に関する実際に体験させる機会を充実させることが、今回の課程認定においては重視されており、様々な学校における諸活動を見学させたり、体験させたりすることが大切になる。これらは、実践的指導力の基礎の育成に有効であるとともに、自分の教員としての適性を見る機会としても大切となる。

そういった活動の一つとして、学校インターンシップの導入が選択肢として挙げられているが、中高の教職課程としては、学科の実態等も鑑みて、また、教育委員会との連携も踏まえながら、大学独自科目として「フィールド・スタディプログラムB」を設定した。

これからの教職課程のポイントの一つである教育現場との連携や、教科はもとより、新たな教育課題に対応した教員養成の重点である道徳・特別支援教育・総合的な学習の時間の実際を参観させていただくことで、理論と実践をより結び付けた学習を進めることを目的とした。新課程への過渡段階として平成 30.31 年度は授業外での実施として、那加中学校様にはご無理をお願いして、夏休み及び秋

の公表会への参加で実施させていただいた。

心理学科3年の学生たちにとっては、4年前期の「教育実習」に向けた「教育実習指導」の授業が3年後期より始まる。これは教科を中心にしたものであり、学生たちにとって、教科以外の授業を参観することは初めてであり、教科の授業の参観も、これまで以上に多くの参観をする機会を得ることができ、大学において学生が授業デザインを進める上で、大変に大きな力となった。

特に、前半の参観においては、学校経営や研究構想等の資料、参観授業に関わる全体計画等の資料を含めたレジメを用意して、校長先生自ら、説明や研究会の対応をしていただき、学生たちは、緊張感を持ちながらも、それぞれの感想や意見等に、一つ一つ丁寧に対応していただける校長先生に引き込まれていた。わずか一日の学外実習だったが、大学での講義では修得することができない、実践面での大変に価値のある学びをすることができた。

・9/5(水) 那加中学校

9:30～17:00 2～6時間目

- 日程
- ① 那加中学校の教育についての説明
 - ② 道徳の参観
 - ③ 研究会
 - ④ 昼食
 - ⑤ 特別支援学級の参観
 - ⑥ 総合的な学習の時間の参観
 - ⑦ 反省会

・11/8(木) 那加中学校

公表会(岐阜教育事務所指定) 午後

② 安心・安全に関わる科目

各科目に含めることが必要な事項の「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応含む)」のコアカリキュラム⁽⁴⁾に、次のように目標が設定されている。

(3) 学校安全への対応

・一般目標 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取り組みを理解する。

・到達目標

- ① 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。

② 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

これらは、必ずシラバスの授業内容に含めて作成することが求められている。また、新学習指導要領における改訂のポイントにおいても、防災・安全教育等の充実があげられている。

この学校安全に関する内容については、もともと「教育経営論」の授業内容には含まれているものであり、再課程認定申請に当たっては、授業概要・授業計画に位置づけ、コアカリキュラムに対応させた。

しかしながら昨今の様々な学校安全を脅かす事件を考えると、教師自身がその現場に立った時、子どもの生命を守るための対応を身に付けていくことが非常に大切になる。そこで、「教育経営論」の座学での学びとは別に、体験を通して学んだり、専門的なゲストスピーカーにより具体的な取組を指導していただける科目を、大学独自科目に「フィールド・スタディプログラムA」として設定した。

具体的な授業の内容としては、災害・不審者・交通事故の三つについて、対応や子どもへの具体的な指導のあり方を学べるように計画にした。例えば、災害については各務原市にある岐阜県消防学校において、講話と実際の避難誘導等について体験したりするように計画している。また、

交通事故については、交通心理学の視点から考えて、どのように子どもたちを守っていくのかを理解できるように心理学の専門家に依頼している。

この科目については、実際の開講は令和2年度よりになるので、今回は報告できないが、開講後に報告を予定している。

(3) 求める教師像の共有

～コアカリキュラムにそった教職課程履修カルテの作成

これまで心理学科の教職課程においては、ポートフォリオの中に教職課程履修カルテを位置付けており、1年次より、「教職関連科目の履修状況」、「授業参観・教育現場見学・教育関係ボランティア参加の記録」、「介護等体験・教育実習の記録」、「教職に必要な資質能力についての自己評価」等について記入をしながら、学生たちは教員免許取得に向けて学修成果の確認を進めてきた。

その中の、「教職に必要な資質能力についての自己評価」にある項目及び指標については、よく検討をされた上で進められてきてはいるが、新しい時代の教職課程の内容としては、やや古く、かつ内容として具体性や必然性にかけるものであった。

そこで、今回の再課程認定申請において、必要な科目についてコアカリキュラムが示されたのを受けて、この項目について、表Iのように、コアカリキュラムに合わせた項

表I

教職に必要な資質能力についての自己評価～コアカリキュラムより作成					
必要な資質能力の指標			自己評価		
項目	指標	2年次始め	3年次始め	4年次始め	
教科の指導法	目標及び内容	学習指導要領における目標及び主な内容、指導上の留意点や学習評価の考え方が理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
		教科の背景の学問領域を理解し、教材研究に活用したり、発展的な学習について探究できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	指導方法と	実態を把握した授業設計や情報機器及び教材の活用についての学習指導について理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	授業設計	具体的な授業設計と学習指導案の作成及び、模擬授業の実施、評価、改善、向上ができたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
教育に関する歴史及び思想	教育の基本的概念	教育の基本概念や本質及び目標や、教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係が理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育に関する歴史	家族と社会による教育の歴史、近代教育制度の成立と展開、現代社会における教育課題が理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教育に関する思想	家庭や子供、学校や学習に関わる思想や代表的な教育家の思想が理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
教職の意義及び教員の役割・職務内容	教職の意義	公教育の目的、教員の存在意義、教職の職業的特徴を理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教員の役割	今日の教育に求められる役割や基礎的な資質能力が理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	教員の職務内容	教員の職務の全体像や教員研修の意義、教員に課せられる服務上・身分上の義務が理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5
	チーム学校運営への対応	校内の教職員や学校内外の専門家と連携・分担してチームとして組織的に対応することの必要性を理解できたか。	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5	1・2・3・4・5

教員養成改革に向けた取り組み

目・指標によるものに変更した。シラバス作成において、各項目は再課程認定で提出した対応表によって授業計画の何時間目に対応しているかが示されているとともに、到達目標も明記されている。よって各科目でつける資質・能力について、教員自身が具体的に求める教師像を意識して授業を行い、学生自身は常に、評価項目にある資質・能力をもった教師像を意識しながら学んでいくといった共有化によって、より質の高い学びができることになる。

(4) 教職課程の質の保証・向上

～教職課程委員会の統括組織化

文科省はこの組織について、「教職課程の内容、学修量、成績評価基準の統一など、効率的・効果的な教職課程の全学的な実施や教職課程の質の維持・向上のために極めて有効である。・・・こうしたことから、教職課程を置く大学における教員養成カリキュラム委員会や教職支援センター等の整備状況を踏まえつつ、全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化することが適当である。」⁽⁵⁾としている。

これを受けて本学においては、教職課程委員会が設置されていたが、以前に委員として出席していた時点での開催は定期的ではなく、また審議内容は事務方よりの確認・報告がほとんどであった。

こういった状況の中、当初は別に教職センターの立ち上げも検討されたが、本学のような小規模な大学において別組織をつくることは教職員数からも困難であった。そこで現在ある教職課程委員会の活動内容を見直す(表Ⅱ)とともに、新設含め6部会(図Ⅰ)を設置して、統括した動きができるようにした。この中から、特に大きく見直しや追加を図ったものの例として、次のものがある。

◇授業改善方策の検討に関すること

再課程認定の取り組みと並行して、委員会の改善を実施したことから、平成 30. 31 年度の教職課程に関わる全ての科目のシラバスについて、内容・記述のあり方についての指示を行った後に各学科より提出してもらい、全委員で全てのシラバスのチェックを実施した。

また、FDにより実際の授業参観を実施することにより、シラバスに基づく授業改善が行われているかについても点検を行い、指導力の向上をめざした。

◇教育委員会との連携に関わること

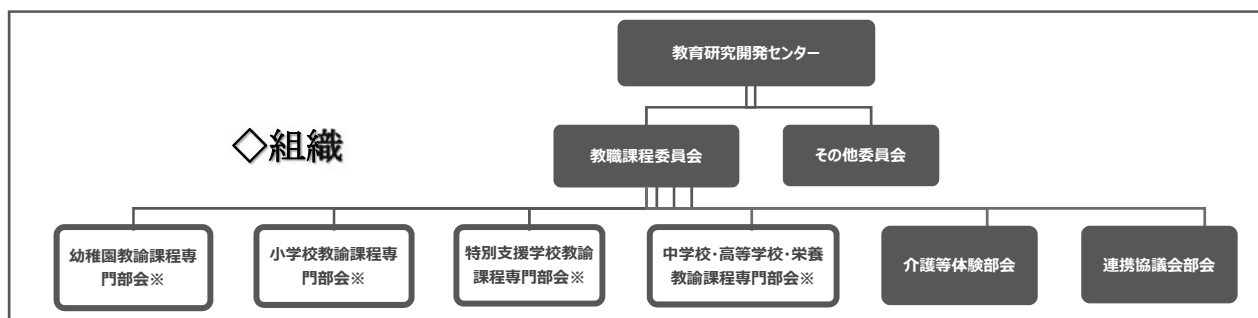
今回の申請においては教育委員会との連携についても重要な内容としてあげられていることから、職務内容の一つに加えたとともに、新たに「連携協議会部会」を設置した。本学と大学のある地元の各務原市とは、平成 20 年度に連携協定を締結し、特に教育実習を中心に市内の学校でお世話になっていた。今回、それを見直し、二つの学科において市内の小中学校での教育実習を実施することになった。また、Ⅱで触れた「フィールド・スタディ・プログラムB」における現場の学外実習や、教育委員会の先生による学生への、教員としての在り方等についての研修を実施していくこととした。

●職務内容

委員会は、教職課程に関する次の事項を行う。

1. 課程の編成に関すること
2. カリキュラムの検証及び改善に関すること。
3. 課程認定内容の検討に関すること
4. 授業改善方策の検討に関すること
5. 授業実施計画の策定に関すること
6. 実習学生派遣計画の策定に関すること
7. 教員免許状更新講習に関すること
8. 学外者による検証に関すること
9. 教育委員会との連携に関わること
10. その他必要な事項

表Ⅱ



図Ⅰ

3. 終わりに

今回の再課程認定は、冒頭にも述べたように小中高の学習指導要領改訂ともリンクしており、大変に大きな改革であったことは言うまでもない。ここ数年の学校教育の現場の状況をみるに、相も変わらず起きている教員の不祥事問題やいじめの問題、さらには子どもの自殺と、教員の資質・能力が問われ続け、様々な対策が取られてはきているが、なかなか効果が出ていないのが現状である。

そんな中で平成 30 年度より、教員の勤務状況の見直しも始まり、所謂、働き方改革からの夏季休業中の学校の閉庁や水泳教室の中止等による勤務の減少が進められている。また、部活動についても活動時間の見直しが進められたり、指導員の採用による教員への負担軽減が検討されている。

確かにこういったことも必要ではあるが、過去に教師が子どもの為に時間を惜しまず指導をしていた時に、現在、起きている様々な問題が今のように起きていたのかと考えた時、そうではないと自らの経験から言える。

いつの時代も、最も大切なことは教員一人一人が確かな教師力・指導力・人間力をつけることである。そして、そのことを再度、認識した上で、今回の再課程認定で大切にされている、養成-採用-研修がしっかりと連携して教員の資質・能力を育てていくことが必要なのであり、そのために、養成段階においては、理論だけでなく、実践もきちっと身につけさせていくことが求められていると言える。

今回の教員養成改革においては、こういった点について本学の教職課程を大きく見直す機会になった。

【引用文献】

- (1) 文部科学省 初等中等教育局教職員課 平成 28 年 12 月 9 日 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」において示された教員養成に関する課題と今後の方向性
- (2) 文部科学省 平成 30 年 1 月 「教職課程認定申請の手引き(平成 31 年度開設用)【再課程認定】」 P159
- (3) 文部科学省 平成 31 年 4 月 「教職課程認定申請の手引き」(教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き)(平成 32 年度開設用) P176
- (4) 文部科学省 平成 31 年 4 月 「教職課程認定申請の手引き」(教員の免許状授与の所要資格を得させるため

の大学の課程認定申請の手引き)(平成 32 年度開設用) P169

- (5) 文部科学省 平成 30 年 1 月 「教職課程認定申請の手引き(平成 31 年度開設用)【再課程認定】」 P157

Dealing with the Ministry's Reform of Teacher Training – Through the Renewal Application for Accreditation of the Teacher Training Course – KUNIEDA Tetsurou